

証券コード 7037
(発送日) 2024年3月7日
(電子提供措置開始日) 2024年3月1日

株 主 各 位

福岡市博多区上呉服町10番10号
株式会社テノ・ホールディングス
代表取締役社長 池 内 比呂子

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.teno.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「テノ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7037」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月21日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日時 2024年3月22日(金曜日) 午前10時
2. 場所 福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階 「鶴の間」
(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
(電話) 092-714-1111
3. 目的事項
報告事項 1. 第9期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたしております。

当日は、お土産をご用意しておりますが、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月22日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月21日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月21日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

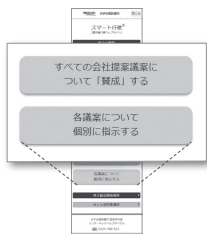
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

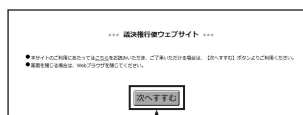
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

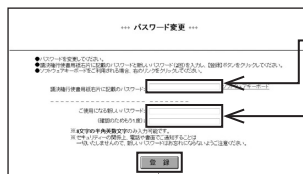
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、将来の事業展開に備えた財務体制・強化を図りつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき9円とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額は41,117,184円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月25日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 重任	池内 比呂子 いけうち ひろこ (1959年4月2日)	1981年4月 ジャーデイン・マセソンアンドカンパニー入社 1996年9月 花村咲（個人事業のお弁当屋）開業 代表 1999年7月 有限会社ドワイト（現株式会社テノ・コーポレーション）設立代表取締役 2015年12月 当社代表取締役社長（現任） 2016年2月 株式会社テノ・サポート代表取締役 2020年12月 オフィス・パレット株式会社代表取締役（現任） 2022年1月 株式会社フォルテ代表取締役（現任） 2022年6月 西部ガスホールディングス株式会社取締役 監査等委員（現任） 2022年11月 株式会社テノ・コーポレーション取締役 2022年11月 株式会社ホームメイドクッキング代表取締役（現任） 2023年1月 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社取締役（現任） 2023年4月 株式会社テノ・コーポレーション代表取締役（現任）	2,209,100株
2 重任	岡田 基司 おかだ もとし (1974年6月11日)	2002年4月 国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2005年10月 株式会社みずほ銀行入行 2017年9月 ABNアドバイザーズ株式会社入社 2021年10月 当社入社、管理本部付部長 2021年11月 当社管理本部長 2022年3月 当社取締役管理本部長（現任） 2022年11月 株式会社ホームメイドクッキング取締役（現任） 2023年1月 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社取締役（現任）	一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 重任	わたなべ あきよし 渡辺 顕好 (1942年8月10日)	1966年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社） 入社 1996年6月 同社取締役 1998年6月 トヨタ自動車九州株式会社取締役 2001年6月 トヨタ自動車株式会社常務取締役 2002年6月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 2008年6月 同社代表取締役会長 2009年6月 九州電力株式会社社外取締役 2011年6月 トヨタ自動車九州株式会社相談役 2011年6月 株式会社九電工社外取締役 2017年10月 当社社外取締役（現任）	－株
4 重任	やなせ たかし 柳瀬 隆志 (1976年4月17日)	2000年4月 三井物産株式会社入社 2008年2月 嘉穂無線株式会社(現株式会社グッデイ)入社 2011年6月 株式会社イーケイジャパン代表取締役社長 2016年5月 株式会社イーケイジャパン代表取締役会長（現任） 2016年6月 嘉穂無線ホールディングス株式会社代表取締役社長（現任） 2016年6月 株式会社グッデイ代表取締役社長（現任） 2017年4月 株式会社カホエンタープライズ代表取締役社長（現任） 2020年3月 当社社外取締役（現任） 2023年7月 カホパーツセンター株式会社代表取締役（現任）	－株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 代表取締役社長池内比呂子氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社夢源が保有する株式数を含んでおります。
3. 渡辺顕好氏及び柳瀬隆志氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- 1) 独立役員について
当社は、渡辺顕好氏及び柳瀬隆志氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏の重任が承認された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
- 2) 当社は、渡辺顕好氏及び柳瀬隆志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、渡辺顕好氏及び柳瀬隆志氏の重任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- 3) 渡辺顕好氏及び柳瀬隆志氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
渡辺顕好氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
柳瀬隆志氏は、企業の経営者として培われた豊富な経験とITやデータ活用に係る高い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
- 4) 渡辺顕好氏及び柳瀬隆志氏を社外取締役候補者として期待される役割は、以下のとおりです。
渡辺顕好氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社においてはその経歴を通じ

で培った経営の専門家としての経験・見識に基づき独立した客観的な立場から、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映することなどにより、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待しております。

柳瀬隆志氏は、業務効率化を含む経営全般について、自らの知見に基づき、保育現場のICT環境整備を推進している当社の経営に有用な助言を行うことを期待しております。

また、両氏が選任された場合は、当社の指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定によるガバナンス体制の構築に対し、客観的・中立的な立場で関与していただくことを期待しております。

5. 渡辺顯好氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年5か月となります。

柳瀬隆志氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

6. 当社は取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。本議案において各候補者が選任され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

①補償の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補償するものです。

②保険料

保険料は全額会社負担としております。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	企業経営	営 業	業界知見	ダイバーシ テ ィ	財務・会計	内部統制・ガバナンス	人事・労務	M & A	D	X
代表取締役社長	池内 比呂子	●	●	●	●	●	●	●	●		
取 締 役	岡 田 基 司		●			●	●	●	●		
社 外 取 締 役	渡 辺 顯 好	●		●	●	●	●				
社 外 取 締 役	柳 瀬 隆 志	●	●		●	●					●

以上

(提供書面)

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスが5類感染症に見直され、経済活動の回復が見られる一方で金融リスクによる為替リスクや国際情勢の緊迫などの影響から、原材料価格が高騰するなど、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境は、2020年12月公表の「新子育て安心プラン」において、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿整備が必要であることが示されております。

また、コロナ禍での婚姻数減少等により少子化が加速し、2022年は出生数が80万人を割り込む初めての年となりました。そうした状況を受け、政府は「次元の異なる少子化対策」を掲げ、子どもに関する政策を一元化するために2023年4月に「こども家庭庁」を設置し少子化対策の強化に取り組むことを閣議決定いたしました。今後の政策として、保育士の配置基準の見直しや更なる処遇改善、就労要件を問わず、すべての子育て家庭が保育所を利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」の発足等が2024年度に開始予定とされています。さらに、2023年6月には少子化対策実現のための「こども未来戦略方針」が政府から発表され、国策としての少子化対策が一層強化されることが予想されます。こうした政府の方針を受け、引き続き市場の拡大が見込まれるとともに、地域福祉を支える社会インフラとして当社グループが行う事業の役割は、これまで以上に重要性を増すものと考えております。

当社グループは、更なる女性の社会進出によって、共働き世帯の増加や働き方の多様化が進んでいくと考えており、保育事業や子育て世帯へ向けたサービスに対する需要はますます高まっていくものと見込んでおります。

このような環境のもと、当社グループは高まる保育所ニーズや女性の社会進出による様々なニーズに応えるべく、当連結会計年度に以下のとおり新規に運営を開始しております。

(保育事業)	合計19施設
認可保育所	合計 1 施設
東京都	1 施設 (中央区 1 施設)
企業内・病院内保育施設	合計 7 施設
宮崎県	3 施設 (宮崎市 1 施設、都城市 1 施設、児湯郡 1 施設)
大阪府	1 施設 (大阪市 1 施設)
兵庫県	1 施設 (尼崎市 1 施設)
長崎県	1 施設 (佐世保市 1 施設)
熊本県	1 施設 (熊本市 1 施設)
学童保育施設	合計10施設
福岡県	5 施設 (中間市 2 施設、筑後市 1 施設、筑前町 2 施設)
大阪府	5 施設 (枚方市 5 施設)
わいわい広場	合計 1 施設
福岡県	1 施設 (福岡市 1 施設)

上記を踏まえ、2023年12月末時点の運営施設数は、保育事業において299施設（認可保育所47施設、小規模認可保育所19施設、受託保育所125施設、学童保育所69施設、わいわい広場33施設、認可外保育所4施設、地域型保育事業施設2施設）、介護事業において7施設（通所介護施設（デイサービス）3施設、住宅型有料老人ホーム3施設、サービス付高齢者向け住宅1施設）、料理教室56校の計362施設となっております。

この結果、当連結会計年度における、売上高は14,557百万円（前連結会計年度比20.0%増）、営業利益は187百万円（同21.6%増）、経常利益は194百万円（同24.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は100百万円（前年は27百万円の損失）となりました。

当連結会計年度より、報告セグメントを従前の「公的保育事業」、「受託保育事業」、「介護事業」、「生活関連支援事業」の4区分から、「保育事業」、「介護事業」、「生活関連支援事業」の3区分に変更しています。

この変更は、株式会社テノ・コーポレーションを存続会社、株式会社テノ・サポートを消滅会社とした2023年4月1日付の連結子会社間の合併に基づいて、株式会社テノ・コーポレーションが展開する「公的保育事業」と株式会社テノ・サポートが展開する「受託保育事業」、及び「その他」に含まれる認可外保育所、地域型保育事業施設を統合し、「保育事業」として位置づけたことによるものです。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、記載のセグメントの業績はセグメント間取引の相殺前の数値であります。

（保育事業）

保育事業におきましては、当連結会計年度において新規に開設した施設が19施設あり、各既存施設において、保育の質の向上及び効率的な施設運営に注力いたしました。また、2023年4月に保育所を開設及び受託を開始した施設が増収に貢献いたしました。また、経費及び販管費の抑制により利益率の改善に努めました。

この結果、当連結会計年度における売上高は11,427百万円（同2.7%増）、セグメント利益は694百万円（同9.1%増）となりました。

（介護事業）

介護事業におきましては、2022年1月に子会社化しました株式会社フォルテと、2022年4月にオープンしました元気のふる里デイサービス那珂の経営成績が当連結会計年度にフルに寄与したため増収となりました。また、各介護施設における稼働率の向上に注力いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は711百万円（同13.0%増）、セグメント利益は49百万円（同63.5%増）となりました。

（生活関連支援事業）

生活関連支援事業におきましては、株式会社ホームメイドクッキングにおいて、顧客単価の改善に注力いたしましたが、新規顧客獲得の低調等により料理教室の稼働状況の向上が滞ることになり、経費削減等に努めたものの損失が発生いたしました。また、セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社において、順調に契約数を伸ばしており昨年度を上回って推移しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,186百万円（同1521.2%増）、セグメント損失は56百万円（前年は19百万円の利益）となりました。

(その他)

その他におきましては、主に幼稚園や保育所等に対する保育人材の派遣及びテノスクールにおける自治体主催の研修事業獲得に注力いたしました。また、コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことによって、イベント託児などの利用も増加いたしましたが、保育士派遣数が減少したことにより減収となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は231百万円（同1.5%減）、セグメント利益は1百万円(前年は6百万円の損失) となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、保育事業における新規認可保育所の設備投資を中心に、有形固定資産の取得による支出392百万円を実施しました。主な内容は下記のとおりであります。

施設名	施設の種類	開設日
ほっぺるランド相生橋つくだ	認可保育所	2023年4月1日
ホームメイドクッキング日本橋教室	料理教室	2023年11月4日

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として340百万円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2020年12月期)	第 7 期 (2021年12月期)	第 8 期 (2022年12月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高 (百万円)	10,778	11,454	12,128	14,557
経 常 利 益 (百万円)	593	455	156	194
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (百万円)	339	237	△27	100
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	72.83	50.71	△5.99	22.00
総 資 産 (百万円)	7,419	7,294	9,323	9,527
純 資 産 (百万円)	2,127	2,331	2,180	2,242
1株当たり純資産 (円)	456.84	497.82	478.86	490.83

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社テノ・コーポレーション	50百万円	100.0%	保育事業、介護事業、その他
オフィス・パレット株式会社	7百万円	100.0%	保育事業、その他
株式会社フォルテ	3百万円	100.0%	介護事業
株式会社ホームメイドクッキング	100百万円	100.0%	生活関連支援事業
セーフティージャパン・ リスクマネジメント株式会社	130百万円	100.0%	生活関連支援事業

(注) 当社は、2023年4月1日付で株式会社テノ・コーポレーションを存続会社、株式会社テノ・サポートを消滅会社とした吸収合併を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 人材の確保

当社グループ運営施設の増加に伴い、保育士、調理師、看護師、介護士等の資格を有する優秀な人材の確保が急務となっています。

特に保育士の有効求人倍率は依然全国的に高位に推移しており、大都市圏を中心に採用が難しい状況が続いております。このような中、当社グループではこれまでの経験者を中心とした採用から新卒者採用に注力しており、また人材紹介会社経由の採用に依存しない採用経路確保に継続して取り組んでおります。さらに給与条件の改善をはじめ、研修制度の充実、人事評価制度の見直し等を通じた総合的な処遇改善への取り組みや、保育園と本部が一体となって保育士の働きがいの向上に取り組むプロジェクトとしてチームエンゲージメントセンター（TEC）を立ち上げるなど、優秀な人材の確保に向けた施策を推進しております。

② 人材の育成

当社グループでは、テノスクール（tenoSCHOOL）の運営を通じて、保育士資格取得やベビーシッター向けの講座、子ども・子育て支援研修制度による自治体主催研修への講師派遣等を通じ、人材の育成・教育を実施しております。また当社グループ運営施設においては、保育のスキルアップ研修や安全・アレルギー研修等を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人材への継続的な教育投資を実施しております。

今後当社グループが担うべき役割や果たすべき責任は、今後ますます大きくなってくると見込んでおり、社会的な要請や多様化するニーズに対してしっかりと応え続けるべく、人材の育成に継続して努めてまいります。

③ 保育の質の維持・向上

当社グループでは、保育事業を株式会社テノ・コーポレーション及びオフィス・パレット株式会社が担っております。公的保育及び受託保育といった事業特性に応じた組織運営によりノウハウの集約を図り、効率的・組織的な管理体制を構築しています。また、研修機会の充実や総合的な処遇改善等による働き方改革の推進により、保育の質の維持・向上に努めてまいります。

重ねて保育の現場では、保育士等の職員がより保育に集中できる環境作りや一人一人の児童に対してしっかりと向き合う機会を作る仕組みの構築に努めております。具体的には、タブレット機器の導入や見守りカメラの設置といった保育施設のICT化（コンピューター技術を活用した保育業務の支援機器等の導入）を推進しております。

④ コンプライアンスへの取り組み

当社グループでは、保育事業や介護事業等を展開するにあたって根拠となる法律・条令等の

遵守は、厳格に実施しております。

また当社グループが有している施設利用者等の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。これらコンプライアンスへの取り組みとして、社内規程の拡充整備を進め、社員研修等により日常的にコンプライアンスへの意識を高め、適正に業務を遂行してまいります。

⑤ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

今後も継続的に公的保育施設の開設を進めるためには、必要な設備投資資金を安定的に確保することが重要となります。当社グループでは、複数の金融機関との継続的取引を通じた安定調達、財務安全性を高める諸施策の実施による財務基盤の強化を進め、安定的かつ機動的な資金調達に努めております。

⑥ M&AとPMIの推進

当社グループは、M&Aを推進することで、サービス領域の強化・拡大などに取り組んでおります。今後は、PMIを通じて当社水準の経営管理体制を構築しつつ、当社グループの成長に寄与する案件の適切な実行を積極的に推進してまいります。

また、PMIの推進においては、経理、総務、人事面の各部門間の連携によりグループ会社の成長を支援するとともに、グループ会社向けの経営管理部門の体制を強化し、グループ全体での経営基盤をさらに強固にしてまいります。

⑦ 事業基盤安定化のための新規事業への着手

当社グループの保育事業における公的保育施設は、国及び自治体の保育所に対する政策変更等に大きく影響を受けております。また受託保育所につきましても、クライアント企業の業績変動等に影響を受けております。

一方、当社グループは、「私たちは、女性のライフステージを応援します。」を経営理念の一つに掲げ、女性が育児をしても、家事をしても、介護をしてもなお、働き続けるために「いったい何が必要なのか」を基本にこれまで事業展開しており、ベビーシッターサービス、ハウスサービス、保育人材の紹介・派遣、人材教育を行うテノスクール（tenoSCHOOL）、企業や病院が事業所内保育所を開園するにあたり開園に係るアドバイスを行うコンサルティング事業、結婚相談所事業、保活事業（保活アシスト）等多様な事業を展開しております。

当社グループは、保育事業への上記の課題を踏まえ、事業基盤をより整備・安定化させるために、これら既存事業の一層の拡大に加え、介護事業や生活関連支援事業など経営理念に合致した各種サービス等、当社グループの事業ドメイン（コア・コンセプト）を意識した新たな事業を積極的に展開してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	事業内容
保育事業	認可保育所、小規模認可保育所の運営、企業内・病院内等の受託保育所、認可外保育所、地域型保育事業施設、学童保育所、わいわい広場の受託運営
介護事業	通所型介護施設（デイサービス）の運営、高齢者向け住宅の運営事業
生活関連支援事業	手づくり総合教室「ホームメイドフッキング」の運営、少額短期保険業
その他	幼稚園や保育所等に対する保育人材の派遣・紹介、ベビーシッターサービス、ハウスサービス、テノスクール (tenoSCHOOL) の運営、結婚相談所「テノマリ」の運営、「保活アシスト」の運営等

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントを従前の「公的保育事業」、「受託保育事業」、「介護事業」、「生活関連支援事業」の4区分から、「保育事業」、「介護事業」、「生活関連支援事業」の3区分に変更しています。

この変更は、株式会社テノ・コーポレーションを存続会社、株式会社テノ・サポートを消滅会社とした2023年4月1日付の連結子会社間の合併に基づいて、株式会社テノ・コーポレーションが展開する「公的保育事業」と株式会社テノ・サポートが展開する「受託保育事業」、及び「その他」に含まれる認可外保育所、地域型保育事業施設を統合し、「保育事業」として位置づけたことによるものです。

(6) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

① 当社

本	社	福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号
---	---	---------------------

② 子会社

株式会社 テノ・ コーポレーション	本社 (福岡市博多区)、東京本部 (東京都中央区) 大阪支店 (大阪市中央区)、沖縄支店 (沖縄県那覇市)
オフィス・パレット株式会社	本社 (名古屋市中村区)
株式会社 フォルテ	本社 (大阪市中央区)
株式会社 ホームメイド クックینگ	本社 (東京都大田区)
セーフティージャパン・ リスクマネジメント株式会社	本社 (大阪市西区)

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
保育事業	1,775 (1,149) 名	62名増 (30名増)
介護事業	52 (63)	21名増 (17名増)
生活関連支援事業	36 (-)	- (-)
その他	51 (123)	28名減 (115名減)
全社 (共通)	42 (-)	2名減 (-)
合計	1,956 (1,335)	53名増 (68名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名 (-)	2名減 (-)	35.0歳	3.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社子会社での勤続年数を含む平均勤続年数は4.2年となります。
3. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,578百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	725
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	518
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	478
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	411
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	347
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	300
株 式 会 社 筑 邦 銀 行	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 13,320,000株
- ② 発行済株式の総数 4,701,300株
 (注) 新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式の総数は15,600株増加しております。
- ③ 株主数 2,706名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社夢源	1,500,000株	32.83%
池内比呂子	709,100	15.52
株式会社カナモリコーポレーション	223,300	4.89
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	124,109	2.72
三菱UFJキャピタル 5号投資事業有限責任組合	91,700	2.01
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	82,700	1.81
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	61,700	1.35
株式会社SBI証券	47,963	1.05
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140066	46,650	1.02
楽天証券株式会社	41,000	0.90

- (注) 1. 当社は、自己株式を132,724株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	池内 比呂子	オフィス・パレット株式会社代表取締役 株式会社フォルテ代表取締役 株式会社ホームメイドクッキング代表取締役 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社取締役 株式会社テノ. コーポレーション代表取締役 西部ガスホールディングス株式会社取締役 監査等委員 当社管理本部長
取締役	岡田 基司	株式会社ホームメイドクッキング取締役 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社取締役
社外取締役	渡辺 顕好	
社外取締役	柳瀬 隆志	嘉穂無線ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社グッデイ代表取締役社長 株式会社イーケイジャパン代表取締役会長 株式会社カホエンタープライズ代表取締役社長 カホパーツセンター株式会社代表取締役
常勤監査役	小田 隆史	株式会社テノ. コーポレーション監査役 オフィス・パレット株式会社監査役 株式会社フォルテ監査役 株式会社ホームメイドクッキング監査役 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社監査役
社外監査役	古賀 光雄	古賀公認会計士事務所代表 古賀マネージメント総研株式会社代表取締役 株式会社ワールドホールディングス社外監査役 株式会社アーバンライク社外監査役
社外監査役	宮野 祐輔	

- (注) 1. 取締役渡辺顕好氏及び柳瀬隆志氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小田隆史氏、古賀光雄氏及び宮野祐輔氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役古賀光雄氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役渡辺顕好氏及び取締役柳瀬隆志氏、監査役小

田隆史氏、古賀光雄氏及び宮野祐輔氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等

当社は取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。その内容は以下のとおりです。

(1) 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。

(2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 総 額		
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2)	54百万円 (6)	-	-
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	14 (14)	-	-
合 計 (うち社外役員)	8 (5)	68 (20)	-	-

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
 2. 上記取締役の報酬等の額には、2023年3月22日付で退任した取締役1名を含んでおります。
 3. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
 4. 上記のほか、2023年3月23日開催の第8期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して10百万円を支給しております。
 5. 取締役の報酬額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において取締役4名に対して年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないほか、ストックオプションによる報酬等として年額30百万円以内）と決議いただいております。
 6. 監査役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において監査役3名に対して年額20百万円以内と決議いただいております。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役の報酬等の内容に関する決定方針について2021年2月12日開催の取締役会において決議された方針に基づき役員報酬を決定しております。

当社の取締役の個人別の報酬については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名報酬委員会を設置し、同委員会の審議を経て取締役会にて決定することとしております。

また、当該報酬等は、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、当面の間、業務執行取締役の報酬はその全額を固定報酬とし、監督機能を担う社外取締役についても、その職務に鑑み固定報酬のみといたします。

当社は、企業価値の継続的な維持向上を目指すために、株主利益と連動した報酬体系の導入による取締役へのインセンティブの付与について、中長期的に業績向上に対する取締役の意識と責任を高めることに一定の理解をするものであり、報酬委員会などの機関による公正な審議を経て、そのあり方について検討していく方針であります。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、また他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮勘案の上、総合的に決定するものであります。取締役の退職慰労金は、退職時支払いとし、最終役位、在任年数に応じて、またその功績を考慮勘案の上、総合的に決定するものであります。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については固定報酬を100%とし、株主総会において決議された取締役の報酬総額上限の範囲内で、個人別の報酬等の内容を決定するものといたします。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の兼務先と当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	渡辺 顕好	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づき独立した客観的な立場から、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映することなどにより、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待されており、主に長年企業経営に携わった豊富な経験に基づき取締役会において意見・助言を行っております。
取締役	柳瀬 隆志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、業務効率化を含む経営全般について、自らの知見を生かし、保育現場のICT環境整備を推進している当社の経営に有用な助言を行うことを期待されており、取締役会において主に企業経営に携わった豊富な経験に基づき意見・助言を行っております。
監査役	小田 隆史	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、監査役会18回のうち18回出席し、主に長年に亘り金融機関に在籍され、財務、会計、金融に関する豊富な経験から適宜意見・助言を行っております。
監査役	古賀 光雄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、監査役会18回のうち16回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の会計等に係る意見・助言を行っております。
監査役	宮野 祐輔	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、監査役会18回のうち17回出席し、主に長年企業経営に携わった豊富な経験から適宜意見・助言を行っております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,094	流動負債	4,136
現金及び預金	1,925	買掛金	56
売掛金及び契約資産	1,194	短期借入金	1,339
棚卸資産	66	一年内返済予定の長期借入金	569
その他	911	未払金	909
貸倒引当金	△3	未払法人税等	73
固定資産	5,432	賞与引当金	65
有形固定資産	1,705	契約負債	561
建物及び構築物	1,550	その他	561
リース資産	3	固定負債	3,148
建設仮勘定	73	長期借入金	2,855
その他	78	繰延税金負債	4
無形固定資産	1,915	役員退職慰労引当金	37
のれん	1,670	資産除去債務	222
その他	244	その他	27
投資その他の資産	1,811	負債合計	7,285
投資有価証券	10	(純資産の部)	
長期貸付金	697	株主資本	2,242
長期前払費用	321	資本金	455
繰延税金資産	181	資本剰余金	532
敷金及び保証金	601	利益剰余金	1,339
その他	2	自己株式	△84
貸倒引当金	△2	純資産合計	2,242
資産合計	9,527	負債純資産合計	9,527

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,557
売上原価		12,375
売上総利益		2,181
販売費及び一般管理費		1,994
営業利益		187
営業外収益		
受取利息	4	
助成金収入	24	
資産除去債務戻入	5	
その他	2	37
営業外費用		
支払利息	19	
障害者雇用納付金	3	
補助金返還額	5	
その他	1	30
経常利益		194
特別利益		
補助金収入	292	292
特別損失		
固定資産圧縮損	292	
その他	3	295
税金等調整前当期純利益		191
法人税、住民税及び事業税	106	
法人税等調整額	△15	91
当期純利益		100
親会社株主に帰属する当期純利益		100

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,624	流動負債	1,949
現金及び預金	417	短期借入金	1,300
前払費用	10	一年内返済予定の長期借入金	539
関係会社短期貸付金	1,090	未払金	40
未収入金	53	未払費用	0
その他	51	未払法人税等	41
固定資産	4,633	未払消費税等	17
有形固定資産	62	預り金	10
建物	50	賞与引当金	0
工具、器具及び備品	11	固定負債	2,746
その他	0	長期借入金	2,715
無形固定資産	205	役員退職慰労引当金	22
ソフトウェア	58	資産除去債務	7
その他	146	負債合計	4,695
投資その他の資産	4,365	(純資産の部)	
関係会社株式	2,524	株主資本	1,561
投資有価証券	10	資本金	455
関係会社長期貸付金	1,806	資本剰余金	797
繰延税金資産	6	資本準備金	465
その他	18	その他資本剰余金	331
資産合計	6,257	利益剰余金	394
		その他利益剰余金	394
		繰越利益剰余金	394
		自己株式	△84
		純資産合計	1,561
		負債純資産合計	6,257

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	612
営業費用	484
営業利益	127
営業外収益	
受取利息	53
その他の	0
営業外費用	
支払利息	16
経常利益	165
税引前当期純利益	165
法人税、住民税及び事業税	52
法人税等調整額	△0
当期純利益	113

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社テノ．ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テノ．ホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テノ．ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算

書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社テノ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テノ・ホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

株式会社テクノ・ホールディングス 監査役会

社外常勤監査役 小田 隆史 ㊟

社外監査役 古賀 光雄 ㊟

社外監査役 宮野 祐輔 ㊟

(注) 監査役小田隆史、古賀光雄及び宮野祐輔の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 4階

「鶴の間」

(電話) 092-714-1111



<交通手段>

西鉄薬院駅から	徒歩	約7分
地下鉄渡辺通駅から	徒歩	約1分
JR博多駅から	タクシー	約7分
福岡空港から	タクシー	約35分

※ お土産をご用意しておりますが、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。